

最終処分場の概要に係る住民説明会（明科地域）

1. 日時 5月23日（土）午後7:00～
2. 場所 小泉農業研修センター
3. 住民参加者 60名
4. 穂高広域施設組合出席者 等々力、平田、曾根原、井上、古幡（市役所環境課長）

[質疑概要]

事務局：配布資料の説明

[質問]

最終処分場の種類は大きく3種に分けられるらしいが、『一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場にかかる事実上の基準を定める命令』はどんな内容ですか。

[回答]

根幹として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」があり、またそれに係る政省令や県の指針等で細かく基準が示されている。政省令等の中には、構造の基準、最終処分場を廃止したあと転用する場合の基準、埋め立て処分するときの処理の仕方、焼却灰の調査の項目、調査の仕方等、非常に事細かなものが規定されており、その基準に則った形で施設を整備・管理していく。

廃棄物にはいろいろな種類があるが、たとえばコンクリート、瓦礫、側溝からあげた土砂、ガラス陶磁器など、環境に影響を与えない廃棄物を埋めるのが安定型処分場といい、地下水への浸透を防ぐ遮水工や、浸出水を処理する浸出水処理施設は設けない。

当組合では焼却灰を埋める予定だが、灰の中には害（基準値以下）になるようなものも一部入っている。このような一部有害になるようなものを埋めたてるものを管理型処分場という。地下に漏れないようにコンクリートや遮水シートなどで施工した上で埋め立て、浸出水処理施設を併設し浸出水を処理するのが管理型処分場である。今回、当組合で計画しているのが管理型処分場である。

基準値を超えるものを埋める場合は、外部と内部を一切シャットアウトする処分場を作る必要がある。これが遮断型処分場である。

[質問]

処分場の説明の中でオープン型とクローズ型の比較がありましたが、管理型というのはどのようなところを管理するのですか。

[回答]

管理型とは、遮水シートなどの遮水工や浸出水処理施設を設置し、埋め立て物からでる浸出水が地下に漏れない構造やその浸出水をきれいな状態にまで処理を行うものである。

[質問]

構造にいくつか種類があり、それを選択できるようだが、管理型処分場を選択した理由があいまいで分かりにくい。それから、地震や地すべり、断層などに対する耐久性の基準はどうなっているのですか。

[回答]

各種構造については様々な施工例があり、地盤等に合わせて施工方法を選択する。

管理型処分場の選択については、焼却灰を埋め立てるということであれば、安定型処分場を選択する余地はなく、また当組合の焼却灰については国の基準を超えるものでないため遮断型処分場ということではない。

[質問]

それぞれの施行方法に対する、耐震等の基準値がどれくらいなのかをお聞きしたい。

[回答]

建築基準法等で耐震基準等が規定されている。基準は震度 6 強から震度 7 を想定している。阪神淡路大震災以降、耐震基準は厳しくなっているが、その基準以上のものを造っていくのが基本である。

[質問]

被覆型処分場では水を使うとお聞きしました。処分場が満杯になったあと、10 年あるいは 15 年は管理していくということだが、それ以後はどうなるのですか。

被覆型は屋根をつけて建物で囲う形になると思いますが、5 万立方という規模になると、相当細長い建物になると思われます。地形によっては難しいのではないのでしょうか。

[回答]

最終処分場の跡地利用には、国の大変厳しい基準がある。ガスが周辺の地層から出ていないことを 2 年間確認する、周辺との温度差がないか等を確認してからでないと、跡地利用はできない。学術的には、埋め立て終了後 10 年から 15 年の間に、水処理を行っていく中で浄化され、跡地利用ができるだろうと言われている。

被覆型処分場は歴史が浅いため、実際に跡地利用までいった例を聞いたことがないが、倉庫として使う、屋内ゲートボール場・テニスコート等として利用することが想定できる。最終的には、地元の皆さんとの話し合いで検討していく。また埋め立て終了後 10 年から 15 年がたち、条件がそろった段階で、利用目的によっては屋根をはずして使うこともできる。そのまま屋根をつかうこともあり得る。

5 万立方で用地が細長いというお話だが、土地に合わせた施工が可能だと思われる。現在、野沢温泉村に、民間企業が 12 万立方の最終処分場を作っており、面積は広くない代わりに深く掘っている。この例のように、場所それぞれの形に合わせた対応を行うことが可能だと考えている。

最終候補地の選定をする際の補足調査項目の中に、どのような工法なら可能かという技術的な検討、それに基づくイメージ図、技術的な評価などを盛り込んで調査を発注した。補足調査の結果を参考にして、検討委員会で総合的に検討して最終候補地を選定する。

[質問]

建物を残す場合、埋め立て終了後 10 年から 15 年ということを考えると、建物の耐用年数を超えるのではありませんか？

[回答]

跡地利用をすることになった段階で、屋根をはずすのか、再度屋根をかけて利用するのか、地元の皆さんに相談させていただくことになると思う。

[質問]

散水した水の中へ出る成分を調べてあるとのことだが、成分に危険なものが含まれているかどうか知りたい。それから臭いについて、山形村の施設では臭いはあるのでしょうか。

[回答]

当組合は流動床という燃焼方式で、ごみは完全燃焼され有機質のものはほぼゼロになる。埋立てした場合にバクテリアで分解され、臭い等が発生することはないと思われる。ただし、洗われていないビン・セトモノなどの破碎ごみに付着した有機性の汚れが、臭いの元となることは考えられる。山形村の施設を実際見学したが、たき火の灰のような臭いはあっても、腐敗臭は一切なかった。

J I S 規格による検査の規定通りに固化灰を水に入れて、その水溶液を検査するが、その検査の数値は国の示す基準値以下となっている。ただし、検査のために灰を採取した場所によって特定成分の偏りがあり、全ての成分が基準値以下ということにならない場合もあると考えられる。

焼却灰の溶出試験項目としては、シアン化合物、六価クロム、カドミウム、水銀等の 25 項目にわたっ

て検査している。

[質問]

人体に影響はない、という理解で良いでしょうか。

[回答]

はい。

[質問]

それなら、なぜ処理施設が必要なのですか。有害物質が出ないなら、処理施設は必要ないはずですが。

[回答]

溶出試験において、有害物質は国の基準値以下となっているが、全く出ないわけではない。その浸出水の放流にあたっては、埋め立てとは違う基準が定められており、放流基準に合わせて外へ放流するために処理施設は必要である。

[質問]

灰の中には有害物質がなく、水の中にはあり、それを浄化するために処理施設が必要という理解でよろしいでしょうか。

[回答]

灰の中に有害物質が全くないわけではない。浸出水の放流にあたって国の基準値以下にするために、処理施設が必要である。

[質問]

住民として一番心配なのは、水と空気です。山形村の施設では、近くに住んでいる人たちからの不平や不満はないのでしょうか。

[回答]

不満や苦情等が頻繁に出されたとは聞いていない。実際に山形村の施設に行ってきたが、最終処分場かと思うくらいの施設だった。臭いもなく、りんご畑のなかにある倉庫のような雰囲気だった。

山形村の場合は、松本西部広域の焼却場で焼却しており、焼却場に持ち込んだごみの量だけ、焼却灰を地元を持ち帰ることになっている。山形村では持ち帰ってきた焼却灰を最終処分する場として、小さな処分場を地区持ち回りで作ることにしたという経緯で作られている。特別な苦情は聞いていない。今後、現地を見ていただく機会を設けることも考えたい。

[質問]

山形村では反対はなかったとのことですが、全国で 50 の施設が稼働または建設中と聞いています。その中に、本当に心配なことがなかったのか、若干でもあるのかどうか、教えていただきたい。

[回答]

将来に向かって 100%安心とは断言できない。遮水シートを二重三重の構造にする、浸出水が漏れたときにすぐ分かるよう漏出検査のための設備を地中に埋めこむ、自己修復型の遮水シートを使用する等の仕組みを入れ込むことによって、安全安心な施設の整備を図っていく。それが地域住民の皆様に理解をいただくために最も重要だと考える。

[質問]

安全に作ってもらうのは当たり前のことです。そうではなくて、今までの全国の実例の中で、何か不満や苦情があったのか、あったのならどうやって対処したのかをお聞きしたい。

[回答]

被覆型の処分場は歴史が浅く、ここ数年の先例しかない。組合では被覆型の先進地である石川県の処分場、新潟県の処分場、千葉県の処分場を視察した。特別問題はないとお聞きしている。それぞれの施設は地元の皆様の監視の下に運営されていると聞いた。50の施設全ての問い合わせは実施していないが、被覆型の先進地といわれているところを視察した結果、不満がないという結果だった。

[質問]

候補地のふもとに住んでいます。20年30年と責任もって管理していただけますか。老朽化してくればいくら工事しても安全とはいえない、遮水シートもコンクリートも全部老朽化して、そこから汚水が漏れてきて田んぼも畑も耕せないとクローズアップ現代でやっていましたが。

[回答]

地域住民の皆様にご理解いただけるよう、安全安心な施設の整備を図っていく。

[質問]

30年先も管理してもらえますか。

[回答]

管理します。

[質問]

老朽化してそこから汚水が漏れた場合、うちの横の沢に流れこみ、そうなれば犀川にも流れこみます。下流でそれを取水して、水道水に使っていることもあると思われます。将来についても考えてください。

[回答]

地域住民の皆様にご理解いただけるよう、安全安心な施設の整備を図っていく。

[質問]

候補地として、どうしてここを選んだのですか。この地区には湯浅産業があり、市の施設といっても過言ではありません。三郷は最終処分場があるから、穂高は焼却場があるからという理由で候補地から外れたのだと思いますが、明科は家庭雑排水の処理場があるにもかかわらず、候補地から外れませんでした。何故ですか。

[回答]

ここでは組合の計画している最終処分場の内容について、もう少し理解をいただくために、今回の説明会を計画させていただいた。この説明会と同様のことを豊科地域・堀金地域・三郷地域、それぞれ行う予定でいる。現時点で、最終処分場の建設地として明科が選ばれたわけではない。市や当組合以外の管理する廃棄物関連の処理場の設置状況については、最終候補地の選定の際の判断基準の1つの要素として、検討委員会で検討する。

[質問]

3箇所の候補地を今後検討していくというお話のようですが、まず安全で、候補地側から『うちに持ってきていいよ』という意見が出ない限り、いくら説明会をしても何故ここに作るのかという不満が出ます。今、安曇野市の庁舎の建設について話されているらしいが、庁舎の隣にこの施設を作って、安全性を証明してから候補地を選んだらどうでしょうか。

[回答]

そのような意見は、1月の意見交換会の中でも住民の皆さんから意見を頂いている。

[質問]

庁舎の横なら交通の便もいいし、便利でいいと思います。

[回答]

当組合としては、一般廃棄物の基本計画、最終処分場の基本構想を策定し、それに基づいて検討委員会の皆さんに最終処分場の候補地の選定をお願いしている段階である。

最終処分場の整備は、今回整備されたら終わりではない。今回の計画している最終処分場の埋め立て期間は15年であり、今後とも逐次整備を図っていかなければならない施設である。

[質問]

それならこの3箇所はどうぞなんていう人いないと思いますが。

[回答]

当組合としては地域住民の皆様説明していく必要があると考えている。

[質問]

市側は安全だといっているが、だからこそ不安です。押し付けのような説明になっていませんか。

[回答]

説明会は、候補地の周辺の地区全てで行う。処分場が非常に危険なものだにご理解頂いているようだが、当組合は昭和30年代からごみ処理施設・し尿処理施設を受け入れている北穂高の狐島地区の皆さんからご理解を頂き、事故等を起こすことなく運営している。安全管理については、組合の責任の上で管理していくことについてご理解をいただきたい。

[質問]

ホームページを見させていただきました。意見交換会のページの中で考慮しますとか、参考にしますという文面がとても目に付きます。最終的には、処分場は明科へは来ないかもしれないという雰囲気を感じられます。

現状では水の問題が非常に関心を集めています。この辺りは地滑りがおきやすい分、水については敏感です。産廃、それから臭いの問題も非常に敏感です。意見交換会の中でこの問題が出てきたとき、この問題を現地に来てはじめて知ったという状況の中で、意見が述べられています。そのようなことからいって、この地域には来ないという方向に見直されるのではないかとホームページを見る限り感じてしまいます。

やはり水の問題、イタイイタイ病も排水問題から起きたものです。公害が絶対おきないとは言えません。ダイオキシンが微量とはいえ出るということも問題です。自然放水すると、汚染が自然に蓄積されていきます。下水道管理されているなら、下水道に処理された水を流すということも考えられますが、当地においてはこういう施設が乏しい。排水問題というのは十分考えていただきたい。

[回答]

以前の意見交換会の際にも地すべりの関係、水の関係についてお話を聞かせていただいた。それを踏まえ、3箇所の補足調査を実施し、その資料を加えて総合的に検討委員会で検討する。

処理水の関係だが、近くに処理した水を流せる水路等があれば、利用させていただくことになると思うが、場所によっては放流施設がない場合もあるが、その場合には処理水はバキュームで吸い取って、組合のし尿処理場の水処理施設に引き取るという方法も考えられる。

[質問]

1月に豊科と穂高クリーンセンターであった意見交換会に出席させていただきました。今日はその候補地に一番近い人たちが集まっていると思いますが、この人たち全員が前回の意見交換会に出られたかという、そうではないはずですが、にもかかわらず冒頭で、『最終処分場についてのみ質問を受けます』というのは、一番情報を知らなければいけない人に対して、ひどいと思います。意見交換会で出した意見について

でも回答をいただいております。ホームページを見られない、意見交換会に交通手段がなくて出られない、そういう人たちにどういう手段で情報を伝えていくかということ、行政が責任をもってやってくださいと私は言ったはずですが、その後具体的にどう考えて行動をしてくれたのかお聞きしたい。

[回答]

意見交換会の中で出された意見は、検討委員のいらっしゃるところで出していただいた。ここでも検討委員の方は出席されていますけれども、全員ではない。もし意見交換会の時に出されている意見以外にも何かあったら、委員会にその旨を伝える。

[質問]

意見交換会で出した意見に対して、明確な回答はいただけるのですか。ホームページに掲載されていた答えは『十分考慮します』でした。考慮するというのは、委員会の中で取り入れて検討しますという意味でしょうか。

[回答]

はい。

[質問]

その要望というのは、『今後、一般廃棄物処分場基本構想と、用地選定の概要について、交通手段のない高齢者の家やインターネットの設備がされていないところもあるので、基本的なルールに従って、今度は自分の地区が受け持つと言えるよう、行政サイドが中心になって、基本的なルールを徹底して市民に周知する行動を起こしてください』というものでしたが、ホームページを見ると、ご意見は十分に考慮しますと言っているだけです。今日も、処分場についての意見しか聞かないとのこと。私が聞きたいのは、委員会がどうこうではなく、具体的にどんな行動計画を立ててくれたのか、ということです。周知してもらって、自分で出したごみは自分で処分するからここへ作っていいと言える状況にしたい。わけも分からないうちに場所が決まって、処分場を押し付けられては到底納得がいきません。

[回答]

1月の意見交換会の内容については、5月にホームページに内容を掲載させていただいた。これからも最終処分場についての情報を広報等にも掲載しながら、住民の理解を図っていきたい。

[質問]

関心をもって集まるのは、おそらくこの3地区だけだと思います。それ以外の地区にも必ずまわっていくのだから、今回の3地区以外の地区の人たちにも、自分達で出したごみは自分達で処分するという全市的な働きかけを、行政もしてください。始めにそれをやった後こういう会を開くのなら納得もいきますが、順番がちぐはぐです。

[回答]

昨年8月に特集として、穂高広域の焼却灰の行方を広報に掲載した。これからも最終処分場についての情報を広報に掲載していく。

[質問]

書面や広報を何割の人が目にしたかということ、現実的にはごく少ない人しか見ていません。知らない人のほうが多いのが現実です。だからそのところを認識していただいて、現場に足を運んで自ら見ていくという姿勢をとってください。そういう姿勢を行政が示してくれないと、私達は協力したくてもできません。

[回答]

広報等を活用して、周知を図っていきたい。

[質問]

先日、明科の公民館で、平林市長と語る会がありました。その翌日に、処分場の候補地がここだと新聞発表がありました。しかし安曇野市長は前日、一遍もこのことには触れていません。聞いてみたら、行政がやっていることではない、違うところがやっているというような話を聞きました。そのようなちぐはぐが非常に残念です。それから、穂高クリーンセンターで意見交換会をやったとき、候補地や湯浅産業をどのように知ったかと聞いたら、カーナビで知りましたという答え、悪臭はだめだという看板が出ていたから分かったという答えが出ました。その程度の認識でここへ候補地を持ってこられるのかということに、皆驚いていました。明科で唯一選任されている委員の方がいらっしゃるが、その方からもお話をまったく伺っていません。旧明科町が誘致してきた湯浅産業をどう片付けてくれるかという前提の不满があります。行政としてきちんとステップを踏んでいないのではないのでしょうか。

[回答]

皆様方のところに足を運んで何度でも説明しろと先ほどもご意見をいただいた。説明の機会が少なかったことは反省している。必要な施設であるので皆様に話をしていきたいと思うが、今回の説明会もその為だ。現地に赴くのが難しければ、まずは広報を出すという方法になると思うが、当組合の中では、安曇野市が第一番に引き受けようという方向は決まっている。安曇野市が引き受けたということ、市民の皆さんにお知らせするという努力をして参りたい。

[質問]

ここは公害アレルギーをずっと背負っています。検討委員会はそれを承知で、ここに施設を持ってくることを決めたと思います。公害アレルギーを取り除いてから、このような話を持ってきてほしいと思います。これだけの人が、処理場に出て行ってくれと思っているところに、委員の皆さんはよく平気で新しい施設を持ってきますと言えるものだと思心するくらいです。この土地に、自治体から一般廃棄物を持ってきている民間の施設があることを、委員の人たちにも理解してもらいたいと思います。

[回答]

委員の皆さんは、自分の地元だからという観点で選んだわけではない。公平な目線で検討していただいている。そのことは自信をもってお話できる。それから公害について、当組合で考えております最終処分場では、公害のない施設を作りたいと考えておりますし、皆さん方の不安をあおるようなものを作るつもりは全くない。

もし仮に、明科に建設することになっても、皆様方の目で監視をしていただく管理の仕組みを作りたいという気持ちは十分持ち合わせている。決して公害を出すことのないようにしたい。構造的にもいろいろなことを想定して、外へ漏れないようにしていく。今ある技術で考えられるものは全て投入して、皆様方の心配のないような施設を作りたいと考えている。

最終候補地が決まったら更にお邪魔をして、最初から皆様方にお話しをしながら進めていきたい。最終的な候補地がどこになるかということについては、白紙の状態です。

[質問]

3箇所を一箇所に決めると思うが、地理的要素が一番大きいということですか。

[回答]

検討委員会の中で検討していくということになるので今現在では何とも言えない。もちろん地質も入るが、地下水・生活環境・自然環境も含めた中で検討する。

[質問]

住民の声とかそういうのも一緒にやっていかないと、うまくいかないと思います。

[回答]

1月に意見交換会で大勢の皆さんから頂いた意見を含めて、判断していただくことになると思う。更に補足調査、もちろん今回の説明会と内容についても委員の皆さんにお伝えする。

[質問]

前の説明会が終わった後で、検討委員会のある方に、湯浅がどういう施設であるかを確認したら、それが市と関係している施設だとご存じなかったようです。多分委員の皆さん全員同じであるかと思います。先に処理場のような施設があるところを候補から外したのなら、湯浅が市と関係した処理施設ですよと検討委員会の皆さんに説明しておいていただきたい。

[回答]

前回の意見交換会の中でも、多くの方から同様な意見を頂いた。検討委員会の中での、一次候補地の選定にあたっては、地図情報で公平に5地区から選定したところから始まっている。一次候補地の3箇所を公表した段階で、明科の候補地には湯浅の問題があり、堀金の候補地の近くにも問題があるという状況については理解している。

[質問]

認識が間違っています。湯浅は民間の施設という風に解釈されています。行政が関係した施設がある場所、つまり三郷は最終処分場があるから除外され、穂高は焼却施設等があるから除外されました。湯浅も同じです。委員の方々が民間の施設だと誤解をしていたというおそれが非常に高い。実際に委員に聞いてみたら、公共と関係しているとは思わなかった、という答えがあった。きちんと説明してください。

[回答]

分かりました。

[質問]

今のお話の中で、湯浅産業が市と関係しているということをご確認いただいたと思いますが、分かりましたというのはどういう意味ですか。

[回答]

『お話はお聞きしました』という意味だ。

[質問]

・この1月の説明会のときには、10箇所を予定候補地として選び、評価基準を作って点数付けをして、候補地を絞っていったが、10箇所とも適地である可能性の高い場所ではなかったという。だから公平負担の原則にのっとり、広域のクリーンセンターのある穂高、最終処分場を抱える三郷地区を候補地からはずして、残りの3箇所を選んだそうだが、湯浅を抱える明科もこの段階で外されていなければおかしい。そこまで遡って、明科を候補から外していただきたい。

・基本ルールにのっとり、処分場などあるところをはずして、残りの地区から3箇所選んだんだという。調査や意見交換の中で、明科にも民間の中間処理施設があり、行政が絡んでいる。周辺市町村の分も処理をしているという事実もある。ルール of 公平性を確保するなら、明科も外されなければおかしい。

[回答]

検討委員会へ伝える。